

第 1 部

はじめに 調査の目的及び調査結果からの課題分析

調査の目的

(1) アンケート調査

亀岡市内の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病等の方々、及びその家族の生活実態・意見等を把握し、障がい福祉のニーズや課題を整理することを目的として、実施しました。

配布数や回収数等の詳細については、第2部「1 調査の概要」に示しています。

(2) 関係団体調査

障がいのある人の関係団体等に対して、亀岡市の現状と課題や今後の意向を把握し、亀岡市の障がい福祉のニーズや課題を整理することを目的として、市内16か所の事業所・団体、及び市内8か所の小中学校通級指導教室・保育所を対象に実施しました。

対象とした事業所・団体名等の詳細については、第3部「1 調査の概要」に示しています。

調査実施時の前提条件と調査結果から見る対象者の傾向

(1) 介助者の年齢（P130-131 調査結果参照）

- 今回調査では、若い世代の実態と意向を把握できるように、調査設計の段階で、人口の多い65歳以上の身体障害者手帳所持者を対象者として抽出しすぎないように調整しました（第2部「1-1 調査の設計について」参照）。そのため、当事者の年齢は、前回H25調査に比べて、30～50歳代の割合が多くなっています。
- しかし、主な介助者の年齢は、前回H25調査に引き続き60歳以上の割合が多く、依然として障がいのある人を支える家族の高齢化がみられます。
- また、50歳代の介助者では、当事者を数十年介助している親子関係と考えられる割合が多いですが、70歳代の介助者では、当事者を数年介護している配偶者関係と考えられる割合が多くなっており、当事者の高齢による身体障がいや認知症などの状況がうかがえます。一方で、数十年子どもを介助して子どもが中高年になると考えられる高齢の介助者も一定数おられ、家族の負担をやわらげる支援が必要です。

■調査結果

- 主な介助者の年齢は、無回答を除いて、全体では50歳代が最も多く（20.1%）、身体（20.0%）・知的（25.2%）・発達障がい（26.7%）でも同様の傾向です。精神（17.1%）・難病（25.0%）では、60歳代が最も多くなっています。無回答を除く回答者全体に占める60歳以上の割合は約6割で、前回H25調査と大きな差はありません。《「18歳以上」問87》
- 介助期間は、全体では10年未満が4割弱で、前回H25調査と同様の傾向です。介護者の年齢別にみると、50歳代では10年未満が3割弱で20年以上が4割台半ばですが、70歳代では10年未満が4割弱で20年以上が約3割となっています。《「18歳以上」問88》

（2）医療的ケアの必要性（P118-119・213-214 調査結果参照）

- 医療的ケアを必要とする人が調査対象者に占める割合は、難病の認定を受けている人を除くと、決して多くはありません。たとえば18歳以上では、身体障害者手帳所持者のうち「医療的ケアは必要でない」以外の回答を選んだ人の割合は約14.0%、同様に、療育手帳所持者に占める割合は約5.7%、精神障害者保健福祉手帳所持者に占める割合は約9.0%で、難病の認定を受けている人に占める割合は約22.2%です。
- ただし、医療的ケアを必要とする人は、毎日のケアを必要とする人が多く、地域での日常生活における支援の整備が求められています。

■調査結果

- 医療的ケアを必要でないと回答した人は、18歳以上では、難病（46.7%）を除く障がい種別で5割以上で、前回H25調査に比べてやや多くなっています。たんの吸引・導尿などの具体的な生活援助行為を必要とする人は、難病を除く障がい種別では、いずれの生活援助行為においても3%以下となっています。18歳未満では、医療的ケアを必要でないと回答した人は78.8%で、前回H25調査と大きな差はありません。《「18歳以上」問75、「18歳未満」問78》
- 医療的ケアを必要とする頻度は、18歳以上全体では「ほぼ常時」が最も多く（31.1%）、身体（34.8%）・知的（42.9%）・精神（25.0%）・難病（40.0%）でも同様の傾向です。《「18歳以上」問76、「18歳未満」問79》

（3）発達障がい等の診断（P51-52・151-153 調査結果参照）

- 発達障がいの診断を受けていると回答した人の割合は、前回H25調査から大きな変化はなく、18歳以上全体の約6分の1、18歳未満全体の約3分の2が受けている状況です。「受けていない」と断言する回答の割合がやや減少して無回答が増加しており、そもそも発達相談・検査等にまで至っていない可能性があるため、診断の機会の充実ということが課題になります。
- 18歳未満では、就学前から小学校・小学部、中学校・中学部と年齢が上がるにつれて、発達障がいの診断を受けている人の割合が増加しており、年齢の低い段階での早期発見体制の充実の必要性がうかがえます。
- 発達障がいの診断名は「自閉症スペクトラム」が多いですが、「注意欠陥／多動性障がい（AD／HD）」「学習障がい（LD）」も一定数おられ、特性を理解した支援が必要です。
- 統合失調症やうつ病、高次脳機能障がいなどの診断を受けても、必ずしも精神障害者福祉保健手帳を取得するとは限らないため、福祉サービスに結びつけるための工夫が必要です。
- 難病の認定を受けている人は、上記「（2）医療的ケアの必要性」のとおり、医療的ケアを必要とすることが多いため、ニーズの把握が課題となります。

■調査結果

- 発達障がいの診断を受けている人は、18歳以上では15.1%、18歳未満では63.7%で、それぞれ前回H25調査とほぼ同様の傾向です。18歳未満では、就学段階が上がるにしたがって診断を受けている人の割合が増加し、最も多い中学校・中等部では82.6%となっています。《「18歳以上」問12、「18歳未満」問16》
- 発達障がいの診断を受けていると回答した人は、18歳以上では40歳未満の人が全体の約3分の2を占めています。診断名は「自閉症スペクトラム」が18歳以上（62.4%）、18歳未満（80.6%）ともに最も多くなっています。《「18歳以上」問13、「18歳未満」問17》
- 診断を受けた症状は、18歳以上では「統合失調症、妄想性障がい、非定型精神症」（精神39.5%）、「気分（感情）障がい」（精神38.4%）の割合が多くなっています。18歳未満では「てんかん」（7.1%）の割合がやや多く、前回H25調査と同様の傾向です。《「18歳以上」問14、「18歳未満」問18》
- 難病（指定難病あるいは小児慢性特定疾病）の認定を受けている人は、18歳以上では6.7%、18歳未満では8.0%で、それぞれ前回H25調査とほぼ同様の傾向です。《「18歳以上」問15、「18歳未満」問19》

（4）介護保険制度の利用者（P53-56 調査結果参照）

- 介護保険制度の対象となっている障がいのある人の割合は、40歳以上全体の約6分の1、65歳以上全体の約4分の1です。上記「（1）介助者の年齢」とおり、65歳以上の身体障害者手帳所持者の人口が多く、今後も増加が予測されます。また、高齢者の増加にとともなう認知症人口の増加と関連して、精神障害者保健福祉手帳所持者数の増加なども予測されるため、介護保険制度との連携の強化が求められています。
- 介護保険制度の対象となっているのは、重度の障がいのある人での割合が多く、そのうち約6分の1は要介護4・5の認定を受けています。ただし、実際に介護保険サービスを利用している人は、重度以外の障がいのある人での割合のほうが多く、障がいが重いと、たとえば入院などが必要になるため、介護保険サービスを利用しにくい状況がうかがえます。

■調査結果

- 40歳以上で要介護認定を受けている人は15.1%で、前回H25調査に比べてやや少なくなっています。難病（30.0%）・身体（19.9%）が全体に比べて多い傾向にあります。また、年齢別には、65歳以上（27.7%）が40～64歳（7.9%）に比べて多く、障がい程度別には、重度（身体1・2級、療育A、精神1級）（25.4%）が重度以外（7.0%）に比べて多くなっています。《「18歳以上」問17》
- 認定者の区分は、要支援～要介護1の割合が4割強で、前回H25調査と大きな差はありません。障がい程度別にみても、重度でも要支援～要介護1の割合は4割強となっており、重度以外では約5割です。《「18歳以上」問18》
- 介護保険サービスを利用している人は72.5%で、前回H25調査と大きな差はありません。年齢別には、65歳以上（78.3%）が40～64歳（60.9%）に比べてやや多く、障がい程度別には、重度以外（94.4%）のほうが重度（64.7%）よりも多くなっています。《「18歳以上」問19》

（5）障害者手帳等を持たない支援を必要とする人（P47・148 調査結果参照）

- 今回調査では、18歳未満の障害者手帳の不所持者の実態と意向を把握できるように、調査設計の段階で、支援学校等を利用しておられる手帳不所持者を対象者として調整しました（第2部「1-1 調査の設計について」参照）。そのため、18歳未満の約3割は手帳不所持者となっています。
- 18歳未満では、発達障がいの診断を受けている人の4割弱が、障害者手帳を持っていないと回答しています。なんらかの支援を必要とするとの診断を受けても、必ずしも障害者手帳等を取得するとは限らないため、福祉サービスに結びつけるための工夫が必要です。

■調査結果

- 18歳未満では、障害者手帳を持っていないと回答した人は29.2%で、前回H25調査と同様の傾向です。就学段階別には、小学校・小学部（48.0%）で全体に比べて多く、診断状況別には、発達障がいの診断を受けている人（38.9%）で全体に比べて多くなっています。《「18歳未満」問10》
- 18歳以上では、障害者手帳を持っていないと回答した人は1.2%です（原則として手帳所持者を調査対象者とし、手帳不所持者については施設等での調査票の留置きによる調査のため）。《「18歳以上」問5》

1 啓発・広報

【アンケート調査】

- 障がいのある人への理解の進捗については、一見ただけではわかりにくい障がい特性の人ほど、日常生活で差別や偏見を感じている傾向があります。地域住民の一定の理解は進んでいますが、発達障がいや精神障がいなどに関する新しい多様な知識が不十分で、差別を意識せず配慮に欠ける対応をしてしまっている状況がうかがえます。
- また、身体障害者手帳所持者では「交通機関の利用」、精神障害者保健福祉手帳所持者や難病の認定を受けている人では「人間関係」など、障がい特性上の苦手とする場面において差別や偏見を感じている傾向があります。地域住民が個々の障がいの特性を理解し、対応方法を知ることが重要です。
- 第3期計画期間中の障がい者理解は、合理的配慮の認知度の上昇、成年後見制度の認知など、わずかながら進んでいます。

【関係団体調査】

- 障がいへの理解を進めるために、当事者による経験を共有する機会の整備が求められています。たとえば、ピアサポートのような、同じ悩みを持ち、同じような立場にある仲間と支え合う事業を推進することが必要です。
- ボランティア活動等を支援するために、支援者の高齢化に対応した、新たな人材の確保が課題とされています。
- 特別な支援を必要とする子どもの増加の傾向が指摘されており、学校や地域での、障がいの理解のための福祉教育の必要性や、受け入れ体制の整備が求められています。

(1) アンケート調査結果概要

質問項目	傾向・特徴	集計結果
障がいのある人への理解	<ul style="list-style-type: none"> ●発達障がいの診断を受けている人、難病の認定を受けている人、精神障害者保健福祉手帳所持者などに差別や偏見を感じる人が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ●18歳以上では、日常生活で差別や偏見を感じるかについて、「感じる」（「よく感じる」と「ときどき感じる」の合計）は31.6%で、前回H25調査（33.1%）よりわずかに減少している。発達障がい・難病・精神では約4割でやや多く、身体では3割弱でやや少ない。年齢別には、18～39歳では4割強、65歳以上では1割強と、年齢層が低いほど差別や偏見を感じる人が多い。《P64「18歳以上」問27》 ●18歳未満では、日常生活で差別や偏見を感じるかについて、「感じる」は54.2%となっている。特性グループ別には、療育手帳所持者で約7割、手帳重度者で6割強とやや多い。《P159「18歳未満」問24》
	<ul style="list-style-type: none"> ●「人間関係」「街のなかでの視線」において、差別や偏見を感じる人が多い。 ●18歳以上では「仕事や収入」、18歳未満では「教育」 	<ul style="list-style-type: none"> ●18歳以上では、差別や偏見を感じる場面について、「人間関係」（49.8%）が最も多く、次いで「街のなかでの視線」（39.0%）、「仕事や収入」（37.6%）で、前回H25調査とほぼ同様の傾向となっている。「人間関係」は精神（62.9%）・難病

質問項目	傾向・特徴	集計結果
	<p>に差別を感じる人が多い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●身体障害者手帳所持者は「交通機関の利用」や「街のなかでの視線」、精神障害者保健福祉手帳所持者・難病の認定を受けている人は「人間関係」に差別を感じる傾向にある。 ●差別や偏見を感じることは減ったと思う人が、増えたと思う人よりも多い。 	<p>(61.1%)で多く、「交通機関の利用」は身体(41.6%)で多い。《P65「18歳以上」問28》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●18歳未満では、差別や偏見を感じる場面について、「教育」(47.5%)、「人間関係」(45.9%)が多くなっている。特性グループ別には、「街のなかでの視線」は身体手帳所持者(62.5%)・手帳重度者(60.0%)で多い。《P161「18歳未満」問25》 ●18歳以上では、差別や偏見を感じることはこの5年間で変わったと思うかについて、「減ったと思う」(9.1%)が「増えたと思う」(4.7%)を上回っている。難病以外の各障がい種別でも同じ傾向にある。《P65「18歳以上」問29》 ●18歳未満では、差別や偏見を感じることはこの5年間で変わったと思うかについて、「減ったと思う」(13.3%)が「増えたと思う」(3.5%)を上回っている。身体手帳所持者・要介護家族あり以外の各特性グループでも同じ傾向にある。《P162「18歳未満」問26》
合理的配慮等の認知度	<ul style="list-style-type: none"> ●合理的配慮について、あまりよく知らない人が多いが、認知度は少し上がっている。 ●若い世代ほど合理的配慮の認知度が高い傾向にある。 	<ul style="list-style-type: none"> ●合理的配慮の認知度について、「まったく知らない」(52.7%)が最も多く、次いで「聞いたことはある」(17.7%)、「多少は知っている」(12.8%)、「よく知っている」(4.7%)となっている。「よく知っている」・「多少は知っている」・「聞いたことはある」それぞれの割合は前回H25調査(3.7%・9.2%・16.1%)よりわずかに増加している。また、「よく知っている」・「多少は知っている」・「聞いたことはある」の合計は、18～39歳では約4割、65歳以上では2割台半ばと、年齢層が低いほど認知度が高い。《P66「18歳以上」問30》
	<ul style="list-style-type: none"> ●「亀岡市手話言語及び障害者コミュニケーション条例」について、あまり知らない人が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ●「亀岡市手話言語及び障害者コミュニケーション条例」の認知度について、「まったく知らない」(69.6%)が最も多く、次いで「聞いたことはある」(11.0%)、「多少は知っている」(7.0%)、「よく知っている」(4.3%)となっている。「よく知っている」・「多少は知っている」・「聞いたことはある」の合計は、難病で3割強、身体で3割弱とやや多いが、年齢別にはどの年齢層もあまり差がない。《P67「18歳以上」問31》
権利擁護の支援	<ul style="list-style-type: none"> ●療育手帳所持者・発達障がいの診断を受けている人は、金銭管理をできない人が多い。 ●消費者トラブルに巻き込まれた経験のある人は約1～2割で、少し増加している。 	<ul style="list-style-type: none"> ●日常生活で金銭管理ができるかについて、「できない」が知的(55.1%)・発達障がい(45.1%)で多くなっている。他の障がい種別では「一人でできる」が約4～6割で最も多い。全体の傾向は前回H25調査と大きな差はない。《P80「18歳以上」問43》 ●消費者トラブルに巻き込まれた経験について、「ある」が10.4%で、前回H25調査(7.8%)よりやや多い。精神(22.0%)・発達障がい(15.7%)

質問項目	傾向・特徴	集計結果
		で多くなっている。《P80「18歳以上」問44》
	<ul style="list-style-type: none"> ● 成年後見制度を利用している人は1割未満で、約4～6割は利用する必要がないと回答している。 ● 制度内容や利用の仕方がわからない人は1割前後で、やや減っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 成年後見制度の利用状況について、「利用する必要はない」が54.7%で、前回H25調査（48.2%）よりやや多い。「利用している」は3.4%で、難病（8.9%）で最も多くなっている。「制度内容や利用の仕方がわからない」が12.0%で、精神（15.8%）で最も多くなっており、各障がい種別の割合は前回H25調査よりわずかに減少している。《P81「18歳以上」問45》

（2）関係団体調査結果

ご意見	計画における課題
<ul style="list-style-type: none"> ● ここ数年の間に市民の意識が変わってきたという感じがある。 ● イベント等の開催を通じて、差別解消の取り組みが進んでいると感じる。 ● うつ病等の疾患への理解は進んでいる。 ● ヘルプマークの効果も公共交通利用時等を感じる。 ● まだまだ合理的配慮の理念は浸透していないと思う。どういったことが差別なのか、当事者も市民も分かっていない。 ● 「発達障がい」の話題はよく取り上げられるが、統合失調症はそこまで至っていない。 ● 日々障がい者とふれあう機会の無い多くの一般市民は障がい者は怖いという意識があるのではないかと。特に精神障がいや自閉症の特性に対する理解が不十分だと感じる。 ● 精神障がいの方は怖いという偏見があるように感じる。 	障がいを理由とする差別の解消
<ul style="list-style-type: none"> ● 特別な支援が必要な子ども達もそうでない子ども達も一緒に保育しているので、自然と子ども達に「守ってあげたい」という意識が醸成されている。 ● 障がい者への理解の取り組みについては、保護者への研修会を開催したり、差別解消に係る講演を聞いてもらったりしている。 ● 早期の福祉教育の実施が障がい者差別解消には重要。小学校低学年なら障がいのあるなしに関わらず一緒に過ごせるが、福祉教育が実施されないと小学校高学年になるにつれ、偏見が芽生え始める。 ● 通常学級と特別支援学級（支援学校）が各々の地域で交流を図る事業（地域学校）が実施されているが、夏の猛暑の時期に実施していることや、地域によっては支援学級（学校）通学者がいないこともあり、年々規模が縮小している。こういった就学期の取組みは重要であり、地域学校の取組みを推進してほしい。 ● 聴覚障がいを抱える人は手話以外にもコミュニケーション手段があるということを教育の現場で伝えてほしい。 ● 精神障がいについては身体・知的の障がいのように学校での学習機会が無い。学校の福祉学習の場で精神障がいを抱える人の発表機会を設けてほしい。 	学校・家庭・地域における福祉教育の推進
<ul style="list-style-type: none"> ● 交流サロンに地域の人が5年くらいかかってやっと来てくれるようになった。 	交流・ふれあいの場の充実

ご意見	計画における課題
<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者のサロンに障がい者の人も遊びにいけるような仕組み作りが必要。 ●市の成人式に丹波支援学校卒業生のブースがあれば、支援学校の卒業生が参加しやすいのではないか。 ●ヒューマンライブラリーの取り組みを推進し、1対1で障がいを抱える人の話が聞けるような場をつくってほしい。 ●精神障がいを抱える人に関していえば、体験談を発表する場があるというのは本人の自信にも繋がり、啓発にもなると思う。 	
<ul style="list-style-type: none"> ●点訳ボランティアの確保が必要と感じるが、これからの時代はボランティアにも報酬が必要になってくるのではないか。 ●長年亀岡市に住んでいる人でも盲導犬協会の存在を知らない方もいる。盲導犬協会の活動実績・内容を知らない人も多い。 ●手話通訳をする人の高齢化問題とコミュニティづくり。 	ボランティア活動等への支援
<ul style="list-style-type: none"> ●地域によっては作業所が運動会を実施する際に自治会がテントを貸してくれる。 ●民生委員の方々に障がい者への理解を深めてほしい。高齢者ばかりに注目が集まりがちになるが、障がいを抱える人の状況も理解し、積極的に関与をしてほしい。 ●事業所として地域への情報発信が遅れていると思う。 ●グループホームを作る時、地価が下がる等の理由でうちの近所だけはやめてほしいと言われる。いわゆる総論賛成、各論反対の状況である。 	地域で支える基盤づくり
<ul style="list-style-type: none"> ●権利擁護は待ちの状態。相談内容が多岐に渡っている。 ●社協の権利擁護事業はニーズが多すぎて、申請してから2～3年かかる。即応性がない。 	権利擁護の推進
<ul style="list-style-type: none"> ●特別な支援を必要とするお子さんの人数が増えている。 ●人員不足もあり、特別な支援や、グレーゾーンのお子様が増えている中きめ細やかな対応が難しいが、できる限り保育所での受け入れを進めていきたいと考えている。 ●小学生の時はクラスも少人数で問題なく過ごせていたのが、中学生になった途端生徒数が増え、環境が大きく変化したことにより上手く学校生活が送れなくなってしまった事例もあると聞く。 	支援の必要な子どもの増加への対応
<ul style="list-style-type: none"> ●会議に参加しても拡大文字の資料が無かったり、点字資料が無かったりする。 ●昨年自治会の組長の役があたり、会議の際は通訳を頼んでいるが、ヒアリンググループがあればなお良い。 	啓発・広報に関わる施設や制度の整備

2 生活支援

【アンケート調査】

- 知的障がいのある人のグループホームの利用、精神障がいのある人の就労継続支援A型の利用など、障がい特性に応じた、適切な福祉サービスのニーズがあります。
- 相談体制について、満足している人が一定数おられる一方で、身近で気軽に相談できる場や人がないといった不満が依然としてみられ、相談件数の増える状況下での対応の工夫が求められています。

【関係団体調査】

- 訪問系サービス、日中活動系サービス、地域生活支援事業、居住支援など、地域での生活を支える多様な支援について、一層の充実を求める意見があります。
- 子どもや保護者の地域生活を支える支援の必要性の高まりが指摘されています。保護者のレスパイト支援のための一時預かりなどの整備が必要になります。

(1) アンケート調査結果概要

質問項目	傾向・特徴	集計結果
現在の生活での不安なこと	●若い世代では将来の生活、中高年では経済的なこと、高齢者では健康・医療のことに不安を抱えている人が多い。	●現在の生活で困っていることや不安に思っていることについて、18～39歳では「将来の生活のこと」、40～64歳では「経済的なこと」、65歳以上では「健康・医療のこと」がそれぞれ最も多くなっている。《P75「18歳以上」問37》
	●介助者は、精神的な負担への不安を抱えている人が多く、40歳代では経済的負担や仕事・家事への負担が大きい。	●介助（介護）について困っていることは、「心身が疲れる」が最も多くなっている。介助者が40～49歳では「経済的負担が大きい」「仕事・家事が十分にできない」が特に多くなっている。《P132「18歳以上」問89》
子どもの心身の発達の相談相手	●保護者の約2割が、子どもの心身の発達についての相談相手がいない。	●子どもの心身の発達への課題についての相談相手がいない人は15.9%で、発達障がいでは20.8%とやや多くなっている。《P165「18歳未満」問28》
サービスの利用意向	●障がい特性によって、利用したいニーズの傾向が異なり、たとえば、知的障がいのある人ではグループホーム、精神障がいのある人では就労継続支援の需要が多い。 ●中学校以下では放課後等デイサービス、高校・高等部ではガイドヘルプのニーズが高い。	●18歳以上では、今後利用したい障がい福祉サービスについて、身体と難病では「居宅介護」、知的では「共同生活援助（グループホーム）」、精神では「就労継続支援 [A型]」、発達障がいでは「生活介護」がそれぞれ最も多くなっている。《P117「18歳以上」問74》 ●18歳未満では、今後利用したい福祉サービスについて、「特に利用したいサービスはない」を除いて、高校・高等部では「移動支援事業（ガイドヘルプ）」、中学校以下では「放課後等デイサービス」がそれぞれ最も多くなっている。《P212「18歳未満」問77》
福祉サービスの利用	●現在障がい福祉サービスを利用している人は、知的障がいのある人、発達障がいのある人、重度の障がいの	●18歳以上では、障がい福祉サービスの利用状況について、知的と発達障がいでは5割以上が利用している。《P113「18歳以上」問70》 ●18歳未満では、福祉サービスを利用している人は

質問項目	傾向・特徴	集計結果
	ある人などに多い。	69.9%となっており、療育と重度では8割を超えている。《P207「18歳未満」問72》
相談体制	<ul style="list-style-type: none"> ●現在の相談体制については、精神障がいのある人で満足度が低い傾向にある。 ●18歳未満では、2割台半ばの人が満足しており、身体障がいのある人、重度の障がいのある人で満足度が高い傾向にある。 	<ul style="list-style-type: none"> ●18歳以上では、現在の困ったときの相談体制について、精神では「近所に相談の場や人がいないので不満である」「気軽に相談できる場や人がいないので不満である」「夜間・休日に相談できる場や人がいないので不満である」が他に比べて多く、不満が多くなっている。《P76「18歳以上」問38》 ●18歳未満では、現在の相談体制の満足度について、「満足している」は24.8%となっており、身体と重度は比較的満足度が高くなっている。《P186「18歳未満」問50》

(2) 関係団体調査結果

ご意見	計画における課題
<ul style="list-style-type: none"> ●ヘルパーの不足により、希望してもすぐに派遣されないという現状を耳にする。 ●重度の人ほど訪問系サービスが受けにくい（社会資源が足りない）。 ●重度障がいの人の夜間支援も必要。 	訪問系サービスの充実
<ul style="list-style-type: none"> ●生活介護事業所が亀岡市内で数が限られている。 ●在宅福祉サービスに関して、例えば、支援学校の卒業生のうち、軽度の生徒は京都市内の事業所を選択するケースが増えており、重度の障がいのある生徒、行動障がいのある生徒等は亀岡市内の事業所を選択することが近年見られる。そうした中、生活介護事業所の定員が一杯の状態になっており、B型事業所で生活介護タイプの利用者を受け入れるような状況が生まれている。 ●生活介護の利用者は特性の幅も広く、職員が疲弊している。 ●在宅から福祉センターの事業（さんさん広場や趣味の講座等）に参加するにあたっての送迎サービスがあれば要望したい。また、手話言語でコミュニケーションできる日中活動系のデイサービスがあればいいの場となる。 	日中活動系サービスの充実
<ul style="list-style-type: none"> ●相談支援が一番大事だと思うが、現実には相談支援の件数対応に追われており、個々寄り添った相談支援ができていない。制度上、全てのサービス利用者に相談支援を入れることになっているが、自分でサービスを選んで利用できる人もいるように思う。 	相談支援体制の充実
<ul style="list-style-type: none"> ●お子様の一時預かりのニーズが高いが、障がいを抱えるお子様の受け皿が限定されている。 ●重度の行動障がい等で子どもから目が離せない保護者の精神的負担を軽減できるよう、ヘルパーや一時預かり等のサービスを気軽に利用できるようになれば良いと思う。 ●重度の自閉症の子は支援が難しいが、重度の自閉症の子の行き場も確保してほしい。 ●ガイドヘルパー利用時、目的地までの公共交通の乗継ぎがスムーズにいかない地域の場合、子どもとヘルパーを乗せて自分の車で目的地に行かなければならないようなケースがある。そのようなケースの場合、制度 	子どもや保護者の地域生活を支える支援

ご意見	計画における課題
<p>上ヘルパーが車に乗車している間はサービス提供時間と見なされないため、ボランティア扱いとなる。亀岡の地域性を考慮しガイドヘルプの制度運用について柔軟な対応をしてほしい。</p> <p>●放課後等デイサービス事業所が少ない。国のガイドラインに沿った療育支援に市として取り組むべき。</p>	
<p>●移動支援の充実に努めてほしい。肢体障がいを抱える人はイベントや催し物に行く方法が無い。特に僻地では公共交通が無く、昼間の催し物に行くとなると、朝に出発し、夜に帰宅するという一日仕事になる。また、肢体障がいの人は停留所に行くことすら難しい。</p> <p>●ガイドヘルパーを常に利用することができないから盲導犬を使っている人もいるが、盲導犬が目的地まで誘導してくれるようになるまでには訓練がいる。毎日違うところに行く人には不向き。また、盲導犬の世話ができる人でなければ利用は難しい。</p> <p>●生活介護の事業所が満杯である。日中一時支援は本来一時的に利用するサービスであるはず。日中一時支援事業が国の制度の肩代わりのような状態になっている。地域にあるボランティアサロンが増えて日中一時支援の役割を担っていけるようになればよいと思う。</p>	地域生活支援事業の充実
<p>●グループホームの少なさゆえに一人暮らしの選択の幅が狭められていると思う。</p> <p>●生活介護の利用者から重身型グループホームをつくってほしいという要望があるが、人の確保が出来ない。市のサポートがほしい。</p> <p>●亀岡市は精神科の病床が無いので、グループホームがあればショートステイ的な役割を担えるのではないか。</p> <p>●グループホームは一定数必要であるが、一つのステップアップであると考えべき。グループホームで生活する中で、アパート暮らしが出来る人も出てくるのではないか。</p>	居住支援の充実
<p>●盲導犬はそれを使用する視覚障がい者の社会参加をサポートするものだが、その枝葉、特に医療費にはそれなりの費用がかかり、当協会での一部助成を行っている。亀岡市様からは、盲導犬使用者に対し、盲導犬の取得にかかる経費を助成いただいているが、盲導犬使用にかかる継続的なサポートをご検討いただけると幸いである。</p> <p>●他の障害者手帳ではバスが半額になっているが、精神障害者手帳では半額にならない。障がい種別で分けずにどの障がいでも半額にしてほしい。</p>	経済的支援の充実
<p>●保育所で医療的ケアのお子様を受け入れているが、たん吸引が頻繁に必要な状況であり、常に看護師の付き添いが必要となる。保育所に来られる前は保護者が昼夜問わずたん吸引を行っており、夜も熟睡されたことがないと聞いている。入所されてからは、保育所にいる間、体が休められる。仕事もできるようになった。保育所で受け入れている間にも長期入院や手術の可能性もある。体調を崩されることも多い。そういった緊急時に対応してもらえるようなサービスがあれば保護者の負担も軽減される。</p> <p>●医療的ケアが必要なお子様の保護者は住んでいる地域の小学校へ行かせたいという思いを持っている。学校のフォロー体制を期待したい。</p>	地域生活を支える保健・医療の充実
<p>●ニーズがあっても人（支援者）がいない。</p> <p>●施設も不足しているが、人材も福祉業界の3Kイメージのため、不足している。</p> <p>●泊まりできてくれる女性職員がいない。</p>	地域生活を支える人材の確保・育成
<p>●地域の子ども食堂の中に高齢者や障がい者が入っていける仕組みがあ</p>	高齢者福祉・児童福祉等との

ご意見	計画における課題
ればよい。 ●高齢のデイサービス事業所に手話通訳士をおいてほしいと要望していたが、叶わなかった。	連携

3 生活環境

【アンケート調査】

- 一人では外出できない人がおられ、年齢が高く、障がいが重度になるほど、外出は困難になっています。
- 成人では外出時の緊急事態の対応、児童では外出時の周囲の理解不足や、周囲とのコミュニケーションの困難などに、不安を抱えている人が多くおられます。道路や公共施設のバリアフリー化などを継続して進めるとともに、地域住民の「こころのバリアフリー」も並行して進める必要があります。

【関係団体調査】

- 車椅子でも利用できるトイレや、障がい者用駐車場など、公共施設等の一層の整備が求められています。また、モニターや案内表示など、街中や道路での情報の提供の重要性も指摘されています。
- 移動条件には地域差があるとの意見があり、財政などの制限のあるなかで、格差を減らしていく方法の検討が課題となります。

(1) アンケート調査結果概要

質問項目	傾向・特徴	集計結果
外出の状況	●年齢層の高い人や、重度の障がいのある人ほど、外出頻度が低い傾向にある。	●外出頻度について、年齢が高いほど、また重度の障がいのある人ほど外出頻度が低い傾向がみられる。《P85「18歳以上」問49》
	●知的障がいのある人、難病のある人、重度の障がいのある人では、一人で外出できる人が4割前後となっている。	●一人で外出することができる人の割合は、全体では63.1%で、低いのは知的(42.5%)・難病(44.4%)、また重度障がいのある人(37.3%)などとなっている。《P86「18歳以上」問50》
外出のときに改善が必要だと感じる こと	●18歳以上の身体障がいのある人を除く多くが、外出時に緊急事態が起こった時の対応に不安がある。 ●18歳未満では、就学前では周囲の理解の不足、小学校・小学部と中学校・中学部では周囲とのコミュニケーションの困難について、外出時の不安がある。	●18歳以上では、外出の際に困ること・改善が必要なことについて、身体では「特にない」、それ以外では「緊急事態が起こった時の対応に不安がある」がそれぞれ最も多くなっている。《P88「18歳以上」問52》 ●18歳未満では、外出の際に困ること・改善が必要なことについて、「特にない」を除いて、就学前と高校・高等部では「特別支援などに対する理解が不足している(視線などが気になるなど)」(高校・高等部では「付き添ってくれる介助者、援助者を確保することが困難」も同率)、小学校・小学部と中学校・中学部では「まわりの人とのコミュニケーションを取りにくい」(高校・高等部では「緊急事態が起こった時の対応に不安がある」も同率)がそれぞれ最も多くなっている。《P158「18歳未満」問23》

(2) 関係団体調査結果

ご意見	計画における課題
<ul style="list-style-type: none"> ●車椅子が入れるトイレが保育所にはない。 ●保育所の敷地内に障がい者用駐車場が確保できておらず、駐車場が狭い。 ●特別な支援を必要とするお子様の気持ちをクールダウンさせる場所が少ない。 ●お知らせモニターなど、まちの情報が目で見て分かるようなツールが街中にあればよい。 	施設・公共機関等の整備
<ul style="list-style-type: none"> ●20年前と比較し、道路が整備されている。 ●道路の案内表示等を充実してほしい。 ●表面がフラットになっている歩道のタイルは雨天時すべりやすい。転倒防止策を講じてほしい。 	道路など交通環境の整備
<ul style="list-style-type: none"> ●亀岡は公共交通網が整備されている方だと思う。 ●移動支援の面では亀岡市は整備されている方だと思う。 ●高齢者と障がい者の移動手段の確保を同時に進めてほしい。 ●山間地域では支援者（家族）の高齢化により、通院等にも支障が生じている。 ●制度上、車にヘルパーを乗せて移動することができない。 ●障がいの特性上、バスの到着時間に合わせるのが難しい人もいるので、移送ボランティアの活動が活発になればよいと思う。 ●山間地等でのボランティア移送に注力してほしい。 ●ボランティア移送は事故時の対応策が未整理であることから、現状のまま普及を図っていくのは難しいと思う。自家用車のカーシェアリングを普及していくような方法を講じるしかないのではないか。 ●ふるさとバス・コミュニティバスは児童の通学支援の目的もあると思うが、ふるさとバスについては土日は平日の半分くらいの本数しか走っていない。平日並みの本数走らせてほしい。 ●京都市内と比較し亀岡市は自転車での行き来が少ないように感じる。自転車が行き来しているまちは盲導犬ユーザーにもやさしいまちだと思う。 	移動条件の整備
<ul style="list-style-type: none"> ●「移動」は大きな課題だと思う。バリアフリー化など公共交通機関に限定された内容がほとんどだが、そこにたどり着けない人たちがたくさんいることも事実だ。 ●亀岡駅前から市役所までカラー舗装が施されれば良いと思う。道路にカラー舗装があれば、標識等の案内もいらなくなるのではないか。 	バリアフリー化の推進

4 安全・安心

【アンケート調査】

- 災害時にはひとりでは避難できない人が多く、避難所までの避難の支援ということが課題となります。また、災害時の情報提供を求める声が多く、多様な障がい特性に応じた情報提供手段の確保が必要です。
- 災害時の救援のために障害者手帳等の情報を事前に提供することについては、許容される人が増えている一方で、個人情報保護の観点から消極的にならざるを得ない意見も一定数あり、行政への信頼を高める施策が課題となります。
- 消費者トラブルに巻き込まれた人が一定数おられ、予防のための啓発などに一層取り組む必要があります。

【関係団体調査】

- 災害の事前に対策しておくべきことと、災害のさなかに支援できるように準備しておくこととの、2つの観点からの取り組みが提案されました。
- メールやSNSを通じた災害情報の提供については、障がいの特性によっては利用が困難なことなどが指摘されており、きめ細やかな対応が課題となります。
- 防犯対策や消費者トラブルの防止のために、本人や家族への啓発や、周囲の人も加えての学習の場などが提案されました。

(1) アンケート調査結果概要

質問項目	傾向・特徴	集計結果
災害時の支援	<ul style="list-style-type: none"> ●18歳以上では、災害時にひとりで避難できない人は約4割で、知的障がいのある人、難病のある人、重度の障がいのある人では6割を超える。 ●18歳未満では、ひとりで避難できる人はいずれの年齢層でも2割台半ば以下である。 	<ul style="list-style-type: none"> ●18歳以上では、災害時に「ひとりで避難できないと思う」は全体では43.0%で、知的・難病および重度の障がいのある人は6割を超えている。《P90「18歳以上」問54》 ●18歳未満では、災害時にひとりで避難できると思う人は16.8%で、中学校・中学部では26.1%とやや多くなっている。《P195「18歳未満」問57》
	<ul style="list-style-type: none"> ●災害時の救援のために手帳情報を事前に提供してもよいという人は、前回H25調査から増加している。 	<ul style="list-style-type: none"> ●18歳以上では、災害時の救援のための手帳情報の提供をしてもよいという人は69.4%で、前回より1割程度増加している。《P93「18歳以上」問56》 ●18歳未満では、手帳情報を行政機関や自治会などに事前に伝えてもよいという人は83.2%で、前回(61.1%)から20ポイント以上増加している。《P196「18歳未満」問59》
	<ul style="list-style-type: none"> ●18歳以上では、災害時には災害情報を知らせてほしい人が多く、知的障がいのある人、難病のある人、重度の障がいのある人では、避 	<ul style="list-style-type: none"> ●18歳以上では、災害発生時に支援してほしいことについて、「災害情報を知らせてほしい」が40.7%で最も多く、次いで「必要な治療や薬を確保してほしい」(35.9%)となっている。また、知的や難病、重度の障がいのある人では「避難場所まで

質問項目	傾向・特徴	集計結果
	<p>難場所までの避難の支援や、避難場所での支援のニーズが多くなっている。</p> <p>●18歳未満では、避難場所までの避難の支援のニーズが多い。</p>	<p>の避難を支援してほしい」「避難場所で介護してほしい」「福祉避難所での支援」などが多くなっている。《P97「18歳以上」問58》</p> <p>●18歳未満では、災害発生時に支援してほしいことについて、「避難場所までの避難を支援してほしい」が48.7%で最も多く、次いで「避難時の声かけをしてほしい」(39.8%)、「福祉避難所での支援」(35.4%)となっている。《P198「18歳未満」問61》</p>
防犯	<p>●精神障がいのある人の約2割が、消費者トラブルに巻き込まれた経験がある。</p>	<p>●悪徳商法などの消費者トラブルに巻き込まれた経験について、「ある」は精神で22.0%と多くなっています。《P80「18歳以上」問44（再掲）》</p>

(2) 関係団体調査結果

ご意見	計画における課題
<ul style="list-style-type: none"> ●民生委員・消防・自治会等が、支援者を事前に把握し、災害時にスムーズに避難誘導できるよう、日常の避難訓練を行うことが必要。 ●特別な支援を必要とする子どもが何処に住んでいるかを地域で把握し、地縁団体、民生委員との緊密な連携のもと、災害時に地域で助け合いができる仕組み作りに取り組んでほしい。 ●視覚障がいを抱える人は防災メールを登録するまでに至らない。中には携帯を持つことを不安視される人もいる。災害メールは音声で読めるので普及させるのがよいと思う。 ●重度の肢体障がい（車椅子）の人には、事前に自宅から避難所までの距離や避難場所の希望を伺い、避難所の座席指定をしてはどうか。 ●親の不安解消のため、災害時要支援者名簿制度の周知を積極的に図ってほしい。 	災害前の対策の推進
<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者、障がい者等の施設が災害時に福祉避難所として開設される仕組み作り努めてほしい。 ●災害発生後、市からの被害状況の確認の問い合わせをいただけることはありがたい。 ●高齢者はスマホを持っていないので、災害時SNS等では連絡が取れない。 ●携帯も電話もない一人暮らしの精神障がい者もあり、非常時は連絡が取れない。 ●精神疾患を抱える人は大勢の人の中に入るということにストレスを感じる人が多く、また、被害妄想を抱く人もいるので、避難所開設時は個室のブースが必要。 ●自閉症を抱えるお子様が、自宅と違う避難所で知らない人達とルールを守って過ごせるかと言えば難しい。保護者は自宅で何とかしようと思われのではないか。 	災害時の対策の推進
<ul style="list-style-type: none"> ●住んでいる環境によって支援の要否が変わる。 ●水害と地震では対策も異なることから、災害別の対策が必要。 ●京都市内から事業所に通勤している職員も多く、災害時に適切な対応ができるか不安。また、子どもを抱えているパート職員も災害時は出勤できないのではないか。 ●一箇所の福祉避難所に避難者が集中しないように分散化させることが 	防災意識の向上

ご意見	計画における課題
<p>必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●災害は行政だけでは対応できない。自分たちでできることは自分たちですするという意識が大切。 	
<ul style="list-style-type: none"> ●特に知的障がいのある人たちが犯罪等に巻き込まれるトラブルが多く報告されている。本人の学びの場の設定もさることながら、見守りなど周囲の人たちの学習の場も合わせて必要だと思う。 ●犯罪被害ではSNS等の普及により、異性間での金銭的被害が起こっている。消費者トラブルと合わせて被害を未然に防止する啓発の取り組みが必要だと思う。 	防犯対策の推進
<ul style="list-style-type: none"> ●聴覚障がいの方はインターホンが聞けないから来客があれば玄関を開けてしまう。色々な営業をかけられ、トラブルに巻き込まれる可能性はある。 ●精神疾患を抱えた人が、過去に消費者トラブルに巻き込まれお金を取られたことがあったと聞く。携帯での不正請求に応じたとのこと。 ●相談支援センターお結びで定期的に希望者を募り、訪問販売の人が来たらどう対応すればよいか等を教えてくれる講座を開催いただいている。そういう取組みが定着すればよいと思う。 	消費者トラブルの防止

5 療育・教育、文化芸術活動・スポーツ等

【アンケート調査】

- 必要な療育支援として、就学前と高校・高等部では日常のスキルを身につけるための支援、小学校・小学部と中学校・中学部では社会的なスキルを身につけるための支援、のニーズがそれぞれ高くなっています。子どもの成長のステージに合わせて、求められる支援が変化していくことへの対応が必要です。
- インクルーシブ教育システムの構築の進捗については、就学前の児童の保護者などにはあまり高く評価されておらず、本人と保護者の希望に沿ったシステムの構築が課題となります。
- 放課後や休日などをどのように過ごすかについては、成人、児童ともに、現在は自宅で過ごす人が多いですが、多様な過ごし方の希望が挙げられています。たとえば事業所でのレクリエーションやイベントなどの提供内容を検討するにあたり、文化芸術活動やスポーツなどを適切に配分していくことが求められます。
- また、地域活動への参加についても、行事や祭りへの参加などさまざまな希望があり、多様な余暇の過ごし方の整備が必要です。

【関係団体調査】

- 療育・教育環境の整備について、教職員の障がい特性の理解を深める必要などが指摘されています。行政や医療、福祉事業者など多機関の連携した、研修の実施などが考えられます。
- 早期発見・早期療育については、引き続き重視する声が多く挙げられています。同時に、特別支援教育の現場での負担の増加などを指摘する声も多く、人員配置の工夫など運営面が課題となります。
- 文化芸術活動やスポーツについて、振興が望ましい具体的な取り組みが提案されており、自己実現への意識の高まりがみられます。

(1) アンケート調査結果概要

質問項目	傾向・特徴	集計結果
療育	●療育機関で支援を受けた人が前回H25調査に比べて減少しており、療育機関の利用しにくさによるのか、病院など利用形態が多様化しているのかをみていく必要がある。	●支援を受けている人が受けた機関について、「療育機関」が25.7%で最も多くなっているが、前回(61.8%)に比べると大きく減少している。《P147「18歳未満」問9》
	●就学前と高校・高等部では、日常のスキルを身につけるための支援のニーズが高く、小学校・小学部と中学校・中学部では、社会的なスキルを身につけるための	●特に希望する療育に関する支援について、就学前と高校・高等部では「着替え・食事など身の回りのことに関わる日常のスキルを身につけるサポート」、小学校・小学部と中学校・中学部では「適切な行動や対人コミュニケーション能力など社会的なスキルを教えてくれる」がそれぞれ最も多

質問項目	傾向・特徴	集計結果
	支援のニーズが高い。	くなっている。《P174「18歳未満」問36》
施策の評価	●第3期計画期間でのインクルーシブ教育システムの構築について、就学前児童や要介護家族あり児童の満足度が低い傾向にある。	●「①療育・保育・教育における支援体制の充実」については、満足度は2.71、重要度は4.66で、属性による大きな差はみられない。また、「②インクルーシブ教育システムの構築」については、満足度は2.40で、就学前や要介護家族ありの人の満足度が特に低くなっている。《P204「18歳未満」問69》
休暇、放課後の過ごし方	●現在の休暇や放課後は、自宅で過ごす子どもが多く、高校・高等部では放課後等デイサービスを利用している子どもが多い。	●休暇、放課後などの主な過ごし方について、高校・高等部は「放課後等デイサービスを利用している」、それ以外の就学段階では「自宅でテレビなどを観て過ごす」がそれぞれ最も多くなっている。《P154「18歳未満」問20》
	●放課後・休日には、障害者手帳を所持している子どもは障がい福祉サービス事業所を利用することが多いが、手帳を所持していない子どもや、療育を受けていない子どもは、習いごとをして過ごす傾向にある。	●放課後・休日の施設などの利用状況について、利用している人（「日常」と「時々」の合計）は手帳不所持者と療育を受けていない人では「④習いごと」、それ以外のグループでは「⑥障がい福祉サービス事業所」がそれぞれ最も多くなっている。《P155「18歳未満」問21》
	●18歳以上では、休日はゆっくり休息して過ごす希望が多い。 ●18歳未満では、放課後・休日・長期休暇には、家族や友人との団らんで過ごす希望が多く、旅行や軽い運動の希望もある。	●18歳以上では、休みの日の過ごし方の希望は、「ゆっくり休息する」が障がい種別・年齢によらず多くなっている。《P63「18歳以上」問26》 ●18歳未満では、放課後や休日、長期休暇中の過ごし方の希望について、「家族や友人との団らん」が82.3%で最も多く、次いで「泊りがけや日帰りの旅行」（58.4%）、「軽い運動（ダンスや散歩など）」（55.8%）となっている。《P156「18歳未満」問22》
社会参加の状況	●現在の社会参加の状況は、買い物や家族・友人・知人との交流が多い。 ●将来の社会参加の希望は、現在と同様に買い物や交流が多いが、知的障がいのある人、発達障がいのある人では、「地域の行事や祭り、学校・職場の行事」のニーズが多い。	●地域活動への参加状況について、月に1回以上参加している人の割合が最も多いのは「買い物（日常の買い物を含む）」（49.1%）で、次いで「家族・友人・知人との交流」（37.2%）となっている。また、参加意向については、意向あり（「はい」）が多いのは「⑩家族・友人・知人との交流」（50.9%）で、次いで「④買い物（日常の買い物を含む）」（49.7%）となっている。知的および発達障がいでは「⑧地域の行事や祭り、学校・職場の行事」が4割以上と多くなっている。《P60「18歳以上」問24》

（2）関係団体調査結果

ご意見	計画における課題
<ul style="list-style-type: none"> ●療育の必要な子どもが待機状態になっている。必要な時期を逃さず利用できるように受け入れ人数を増やしてほしい。 ●花ノ木の受け皿を増やしてほしい。 	療育支援体制の充実

ご意見	計画における課題
<ul style="list-style-type: none"> ● 検診の聴力検査で難聴を指摘される子がいたが、発達障がいと間違われるケースがある。聴力検査もまめにやってほしい。 ● 発達外来に職員を一人配置する予定である。重度の障がいを抱える人は早急に初診につなげ、グレーゾーンの子は検査を受けるまでの間に指導スタッフが支援をする仕組み作りに努めている。 	
<ul style="list-style-type: none"> ● 診断がつきにくい子ども達への教育・療育などの支援の充実が必要。 ● 特性のある子は授業の内容が分からないと教室を飛び出すこともある。分かりやすい板書の仕方を工夫したり、授業にゲーム的な要素を含めながら集中させるなど、45分間の授業の計画を立てることが重要。 ● 若い先生は大学で発達障がいの特性等を学んできている。年配の先生の方が知識が足りないところがある。 ● 教職員に対する障がいの特性に応じた教育に関わる研修の実施について。障がいについて教師が理解しておくことで、子どもに必要な支援ができる。そして、適した支援をすることで子どもの困り感を軽減、または二次的問題を減らすことができると考える。そのためには教師自身が障がいについて知識を深めることが必要であると考えます。 ● 指導に関わる中で近年、愛着に課題のある児童、虐待への対応など、教育の現場、教師としての立場で対応できることの限界を感じる。そのため、児童相談所や警察、子育て支援課等の「他機関との連携」を上手くスムーズにとりながら指導に当たっていくことが大切である。 	教育環境の整備
<ul style="list-style-type: none"> ● 聴覚障がいの、難聴の子は、中学、高校、大学と進学を重ねるにつれ、孤立する傾向にあるように思う。 ● 療育教室の数が絶対的に少ない。 ● 就学前の年中、年長の療育指導がすごく重要に感じている。 ● 早期発見、早期支援の大切さが世間一般でも非常に重要とされていることと、支援を義務教育に関わらず引き継いでいくことが当事者の生きやすさに繋がると思う。 	早期発見・療育体制の充実
<ul style="list-style-type: none"> ● 療育や特別支援について相談しやすい環境整備が必要。 ● 現在、就労前の発達相談を小学校の通級指導が担っている。本校在籍もしくは、他校からの通級指導や教育相談だけでも、対応が十分できない現状にある中、就学前の教育相談に対応するのは大変困難である。他市町村では、就学前の教育相談は保健所等の専門機関が行っている例が多いと聞く。本市でも小学校通級教室ではない専門機関での対応が望まれる。 ● 就学前の相談については、保健センター等が担い手となってやってほしい。 	相談体制の充実
<ul style="list-style-type: none"> ● 教員の方々は特別支援に関する研修を受けられているが、実践できていないように感じる。 ● 特別支援についての保護者に対する教育も必要だと思う。 ● 通級指導の対象児童が40人おり、それを担当が3人で見ている。 ● 他校の児童も抱えており、就学前の発達検査まで入ると本来必要となる指導ができない。研修、出張等が入ると業務が回らなくなる。 ● 支援学校に対するネガティブなイメージが保護者にある。保護者は自分の子どもが支援学校に進むと将来就労できるかどうかとても不安視されている。 ● 生活ベースの支援学校の教育スタイルは、教科書通りに積み上げていく一般の学校の教育スタイルと異なることから、どこまで学習を積み上げてもらえるかという点で保護者は不安を抱えられている。 ● 特別支援教育の充実に向けては、支援学級や通級指導教室の体制整備も 	特別支援教育の充実

ご意見	計画における課題
<p>大切だが、通常学級担任が理解を深め、ユニバーサルデザインの観点で授業を組み立て、指導・支援に当たることが最も重視される。さらに、通級指導教室が設置されていない学校については巡回指導を取り入れ、通級指導を受ける条件格差をなくしていくことも必要だ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●通級指導教室は保護者が家で児童とどう関わるかが重要。 ●市内各校への特別支援教育支援員の配置について。特別支援学校の子どもの数や通級指導教室に通う子どもは年々増加傾向にある。様々な特性を持った子どもがいる中、支援のニーズは多様化している。生徒一人一人に適した支援を行うためにも各学校に支援員の配置は必要であると考える。 	
<ul style="list-style-type: none"> ●御家庭と特別支援の児童の家庭は経済的に苦しい家庭も多く、放課後児童会の運営が難しい状況である。 ●放課後児童会では狭いスペースの中、30人くらいの児童がいる。理科室、音楽室を使用する事もあるが、その両室が使用されている場合がある。支援が必要な子は環境が変わることにナーバスになる。自治会と放課後児童会の施設の関係で話をしたことがあるが、自治会館を常時放課後児童会施設として利用することも難しい。プレハブを置いて臨時施設として運営するのも一案である。 ●放課後等デイサービスが保護者の就労支援の一助になっており、放課後等デイサービスの方が放課後児童会より便利だからという理由で放課後等デイサービスを利用されているケースがある。そうすると、障がいのある子と無い子が一緒に過ごすという理想の姿からは離れていく。 ●放課後等デイサービス事業所の不足を解消する必要がある。 	放課後等の支援の充実
<ul style="list-style-type: none"> ●学校教育を見ても、インクルーシブ教育の推進が充実されなければ、障がい理解の場が損なわれると思います。 ●インクルーシブ教育に対する保護者の希望が強くなっているように感じる。 	インクルーシブ教育システムの構築
<ul style="list-style-type: none"> ●施設への移動支援。仮に施設が十分に整備されたとしても、その場所への移動手段も併せて整備がされないと参加を制限される。 ●障がいのある人も自由にでき、心とませる事ができる内容も大切。また、支援者の充実は全てにおいて必須項目である。 	文化芸術活動・スポーツ等の場の整備
<ul style="list-style-type: none"> ●聴覚障がいを抱える人で、絵画が好きな人も多い。発表の場が増えれば良いと思う。 ●障がいのある人が創作した芸術作品の発表の場があると、自信になる。銀行等のロビーで展示できるようになればよいと思う。 ●大型文化施設に視覚的に楽しめるフラットではなく劇場型舞台のあるホールを要望したい。 	文化芸術活動の振興
<ul style="list-style-type: none"> ●町民運動会のような地域のスポーツレクリエーション事業に健常者も障がい者も一緒に参加できるような環境整備を進めてほしい。 ●障がいをもっている人でも楽しめるスポーツ競技であれば参加できる。障がいの有無に関わらずみんなが楽しめ、参加できるスポーツ事業開催等の取り組みを進めてほしい。 ●今年度は、府立のサッカースタジアムがオープンし、3月には視覚障がいのマラソン大会も催される。障がいを抱える人が、他の人とともに、スポーツに接する機会が増えるとういのは、と思う。 ●スポーツ練習場（全天候型）の確保。 ●下肢障がいを抱える人の障がいの悪化予防のため、温水プールの整備を進めてほしい。 ●亀岡には車椅子駅伝の練習場がない。 	スポーツの振興

6 雇用・職業、経済的自立への支援

【アンケート調査】

- 身体障がいのある人では一般雇用の割合も多いですが、他の障がい種別の人は福祉的就労が多い傾向には、前回調査から大きな変化はありません。また、一般雇用では、知的障がいのある人などで、障がい者雇用の制度を利用している人が多く、制度の適切な運用が望まれます。
- 将来の就労は一般雇用を希望する人が一定数おられます。一方で、本人の障がい特性を考慮して福祉的就労を希望する人もおられるため、就労継続事業所などの安定した運営は継続して課題となります。
- 雇用・就業のための条件として、長く仕事を続けられるように支援すること、を挙げる人が多く、就労後の継続支援の必要性が高まっています。

【関係団体調査】

- 就労後にも継続して支援していく取り組みの重要性を挙げる意見が多く、就労定着支援が課題となります。
- 就業の機会の確保の観点から、企業等の理解や事業所等の協力を得て、本人や家族への情報提供の推進が必要です。

(1) アンケート調査結果概要

質問項目	傾向・特徴	集計結果
仕事の状況	●65歳未満の人の約6割が周到している。	●就労している人は65歳未満の人の57.2%となっている。《P120「18歳以上」問77》
	●身体障がいのある人は、正社員・正職員として働いている人が多いが、他の障がい種別の人は、福祉的就労が多い。	●就労している人の就労の状況について、身体では「企業などで正社員・正職員として働いている」、それ以外の障がいでは「福祉施設・障害者就労施設などで働いている（福祉的就労）」がそれぞれ最も多くなっている。《P121「18歳以上」問78》
	●知的障がいのある人、発達障がいのある人で、企業などで働いている人の7割以上が、障がい者雇用の制度を利用している。	●企業で働いている人が障がい者雇用の制度を利用しているかについて、知的と発達障がいは7割以上が制度を利用しています。《P122「18歳以上」問79》
	●将来の就労の希望は、18歳以上では約3割、18歳未満では約5割が、正社員・正職員として働くことを望んでいる。	●18歳以上では、今後の就労希望について、重度障がいでない人は約3割が「企業などで正社員・正職員として働く」を希望しています。《P128「18歳以上」問85》 ●18歳未満では、働き方の希望について、「企業などで正社員・正職員として働く」が49.5%で最も多くなっている。年齢が高くなるほど「福祉施設・障害者就労施設などで働く（福祉的就労）」が多い傾向がみられる。《P179「18歳未満」問42》
就労条件で必要なこと	●就労のための条件として、身体障がいのある人、精神障がいのある人は賃金の妥	●働く上で必要な条件について、身体と精神では「賃金が妥当であること」、知的では「通勤手段があること」、発達障がいと難病では「仕事に選

質問項目	傾向・特徴	集計結果
	当性、知的障がいのある人は通勤手段の確保、発達障がいのある人、難病のある人は働き方の選択肢、を挙げる人が多い。	択肢があること」（発達障がいでは「就業を継続するための支援体制が充実していること」、難病では「自宅で仕事ができること」もそれぞれ同率）がそれぞれ最も多くなっている。《P125「18歳以上」問82》
	●雇用・就業のための条件として、長く仕事を続けられるための支援、および、雇用と福祉の連携、が多く挙げられている。	●特別な支援の必要な人の雇用・就業に関して必要なことについて、「特別な支援の必要な人が長く仕事を続けられるための支援」が42.0%で最も多く、次いで「雇用と福祉が連携した就労支援の充実」（36.2%）となっている。《P126「18歳以上」問83》

(2) 関係団体調査結果

ご意見	計画における課題
<ul style="list-style-type: none"> ●公共機関（京都府等）の障がい者採用はレベルが高く、募集も若干名のため知的障がいを抱える人が採用されることはないと思う。 ●あんま、マッサージについては、無免許で開業している人もおり、視覚障がいを抱えている人の仕事が減っている。 ●視覚障がいの人が、企業の中であんま、マッサージ、はり、きゅう等でヘルスキーパーをすることは可能。 ●一般企業での障がい者雇用意欲は向上している。背景には深刻な人手不足と障がい者雇用率達成もある。雇用を進めたい企業に対して、就労準備性の整った当事者が不足している。就労準備性の整わない当事者の短期間での離職も多い。 ●障がい者の一般企業への就労のハードルは下がっている。労働市場における人手不足も理由の一つであり、積極的というより消極的な理由のように感じる。 ●公共機関等の発送業務等で実習という形で障がい者雇用の入り口を作ってほしい。 	就労支援の充実
<ul style="list-style-type: none"> ●障がいを抱える人の一般就労の就職率、定着率、離職率の把握に努めてほしい。 ●就労後のアフターフォローを充実させてほしい。 ●中途失明の人は自分が勤めている会社等での継続雇用が可能かどうかを不安に感じている。 ●障がい者雇用は、昇給がない場合も多く、雇用条件が良いとは言えない。また、障がい者雇用された当事者同士のトラブルも多い。 ●すぐ退職することがない様に、アフターケアを支援学校と事業所等と連携して実施してほしい。 	就労定着支援の充実
<ul style="list-style-type: none"> ●聞こえの問題を会社の人に説明しても、分かってもらえないことがある。 ●会社の理解が得られず、辞められる難聴の人もいる。 ●難聴を抱える人から、会社の朝礼時に何を言っているか分からない、お昼の休憩時間の過ごし方が分からないという声を聞いたことがある。 ●視覚障がいの方は就労の際の介助者も必要（事務作業従事者 移動支援者等）。 ●雇用側に盲導犬に対する理解・認識を深めてもらいたい。盲導犬ユーザ 	企業等の理解の促進

ご意見	計画における課題
<p>一で就労を試みようとしている人は、盲導犬をどうしようかと不安に感じておられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 亀岡市内には障がいのある人たちを「就労」という形で受け入れる企業・団体が少ないように思う。パーソナルアシスタント的な「人の支え」の充実と受け入れる企業の増加を今後望む。 ● 手話言語の情報提供が職場に定着している事業所は少ない。 	
<ul style="list-style-type: none"> ● 事業所に継続的な仕事がないと賃金が減り、利用者のモチベーションが下がる。 ● (農福連携について) 気候に左右される農業は希望者が少ないのが現状。利用者の特性を考えた場合、農作物の工場生産等は適していると思う。 ● 働く力がまだない子がB型事業所に来ることがある。 ● 「なんたん障害者就業・生活支援センター」ができて以降、就労支援が充実してきた。就労支援について、これまでは事業所で全て対応していたことを「なんたん障害者就業・生活支援センター」に繋げることで、手厚いサポートが受けられるようになった。 ● 就労継続A、B型事業所の拡充を図ってほしい。 	障がい特性に応じた就労支援
<ul style="list-style-type: none"> ● 教育委員会から「支援学校への通学適」の判定が下りた園児の保護者が、将来自分の子どもが経済的に自立できるかどうかとても不安を感じておられる。 ● 将来自立した生活が出来るための就労保障についてはニーズが高く、現在の状況に不安を持っておられる保護者も多い ● 支援学校から就労への道筋を示すことが、将来の子どもの就労を不安視する保護者の理解に繋がる。情報発信が課題。また、一般企業の障がい者への理解が必要。 	多様な就業の機会の確保

7 保健・医療

【アンケート調査】

- 成人、児童ともに、かかりつけ医のいる人は多いです。また、容体の急変によりかかりつけ医を利用できないときにも、救急・夜間休日診療などで対応できた人が多くなっています。ただし、障がい特性によっては、急変時でも診療を受けられなかった人も一定数おられ、医療機関などでの受け入れ体制の拡大が課題です。
- 医療費や通院の負担を感じている人は一定数おられますが、前回調査に比べて負担がやや軽減している傾向がみられます。今後も継続した支援が必要です。

【関係団体調査】

- 視覚や聴覚に障がいのある人や、精神障がいのある人への、障がい特性に応じた医療支援体制の充実の必要性が指摘されています。
- 医療費の負担を軽減する取り組みの必要性も、依然として指摘されています。

(1) アンケート調査結果概要

質問項目	傾向・特徴	集計結果
通院の状況	●1か月に1回程度の通院をしている人が多く、知的障がいのある人、発達障がいのある人は定期的な通院はしていない傾向にある。	<ul style="list-style-type: none"> ●18歳以上では、現在の通院状況について、知的と発達障がいは「定期的な通院はしていない」、それ以外の障がいでは「1か月に1回程度」がそれぞれ最も多くなっている。《P99「18歳以上」問60》 ●18歳未満では、現在の通院状況について、月に1回以下が約半数を占めている。《P200「18歳未満」問63》
	●かかりつけ医のいる人は8割前後で、高齢の人、難病のある人、重度の障がいのある人ほど多い。	<ul style="list-style-type: none"> ●18歳以上では、かかりつけ医がいる人は全体では74.5%で、年齢別にみると高齢ほど、また難病・重度など症状の重い人ほど多くなっています。《P100「18歳以上」問61》 ●18歳未満では、「かかりつけ医」がいる人は82.3%となっている。《P200「18歳未満」問64》
	<ul style="list-style-type: none"> ●夜間や休日に急に具合が悪くなったときには、救急・夜間休日診療を受診できた人が多い。 ●ただし、病院や診療所の診察が始まるまで我慢した人も一定数いることに注意が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ●18歳以上では、夜間や休日に急に具合が悪くなったときの対応について、「急に具合が悪くなったことはない」を除いて、精神では「薬を服用するなどして、病院や診療所の診察が始まるまで我慢した」、それ以外の障がいでは「救急・夜間休日診療で診てもらった」がそれぞれ最も多くなっている。《P101「18歳以上」問62》 ●18歳未満では、夜間や休日に急に具合が悪くなったときの対応について、「救急・夜間休日診療で診てもらった」が65.5%で最も多くなっています。身体では「『かかりつけ医』にすぐに診てもらった」が3割以上と比較的多くなっています。《P201「18歳未満」問65》
医療を受ける上で困ること	●医療を受ける上で困ることとして、医療費や通院の負	●18歳以上では、医療を受ける上で特に困っていることについて、「特にない」を除いて、「医療費の

質問項目	傾向・特徴	集計結果
	担を感じている人が多い。 ●18歳未満では、負担を感じている人が前回H25調査から減少している。	負担が大きい」が20.0%で最も多く、次いで「通院（病院までの移動）が困難である」（19.1%）となっている。《P102「18歳以上」問65》 ●18歳未満では、医療を受ける上で特に困っていることについて、「特にない」以外はいずれも1割未満にとどまっており、「医療費の負担が大きい」「通院（病院までの移動）が困難」「専門的な治療をする病院が近くにない」などは前回から大きく減少している。《P203「18歳未満」問68》

(2) 関係団体調査結果

ご意見	計画における課題
<ul style="list-style-type: none"> ● 亀岡市には精神科病棟が無いので、緊急入院すると洛南病院や長岡ヘルスケアセンターなど遠方への入院となる。亀岡市立病院へ1床でも病床を作っていただくと緊急時に助かる。 ● 視能訓練ができたり、残された視力を活用するための眼のリハビリができ医療機関を南丹圏域で一箇所つくってほしい。 	保健・医療機関の整備
<ul style="list-style-type: none"> ● 難聴者は検診時、レントゲン、バリウム検査の際にコミュニケーションが上手く図れない。検診の流れやパターンを文章で示してほしい。 ● 医療機関によって難聴者への配慮に差がある。 ● 精神疾患を抱える人のオーバードラッグが問題。事業所と医療機関との連携が重要。 ● 障がいのある人は自分で自覚症状を訴えられないので、疾病が悪化する。 ● 障がいのある人は内視鏡検査等は難しい。 	障がいの特性に対応した保健・医療の充実
<ul style="list-style-type: none"> ● 療育日の人でも薬代等の医療費の負担が大きく、負担軽減策がないと経済的に苦しい状況である。 ● 子どもは成長とともに補装具、車椅子のサイズがすぐ変わるが購入費用が高いという声を聞く。助成制度の周知・制度啓発に継続的に取り組んでほしい。 ● 市立病院で透析ができるようになれば負担軽減になる。 	経済的支援の充実

8 情報アクセシビリティ（コミュニケーション）

【アンケート調査】

- 相談先となる、相談機関や相談窓口の認知度には、居住地域や障がい種別によって差がみられるため、情報の利用しやすさを格差のないように向上させる取り組みが課題となります。
- 介助や困ったことなどについて相談する相手、また障がい福祉サービスなどの情報を入手する相手として、相談支援事業所や教職員などが多く挙げられるとともに、家族や友人も多く挙げられています。行政や相談支援事業所からも、より利用しやすいように情報を提供する方法を検討する必要があります。

【関係団体調査】

- 意思疎通支援に関わる亀岡市の施策について、一定の評価する声があります。また、相談支援について、件数の増加などに対応して、質の向上の必要性が指摘されています。
- コミュニケーション支援の利用しやすさを推進するために、視覚障がいのある人や精神障がいのある人、発達障がいのある人の特性に合わせた、情報伝達の工夫やツール、デジタル技術の普及などが求められています。

（1）アンケート調査結果概要

質問項目	傾向・特徴	集計結果
相談先	●相談機関や窓口の認知度には、居住地域や障がい種別によって差がみられる。	<ul style="list-style-type: none"> ●18歳以上では、相談機関や窓口の認知度について、「障害者相談支援センター『お結び』」は認知度の高い南部地区（47.4%）と低い西部地区（25.6%）で20ポイント以上差があり、地区によって認知度が大きく異なっている。《P112「18歳以上」問68》 ●18歳未満では、療育・重度・発達障がいでは他のグループに比べて相談機関や窓口の認知度が高くなっている。《P205「18歳未満」問70》
	●相談相手は、18歳以上では相談支援事業所、18歳未満では学校の教職員も多いが、同様に、家族や友人に主に相談する人も多い。	<ul style="list-style-type: none"> ●18歳以上では、介助（介護）に関しての相談相手について、知的と発達障がいでは「相談支援事業所」、それ以外では「家族・親戚」がそれぞれ最も多くなっている。《P133「18歳以上」問90》 ●18歳未満では、困ったときの相談相手について、「家族・親戚」が69.9%で最も多く、次いで「学校の教職員」（57.5%）、「友人・知人」（54.0%）となっている。《P187「18歳未満」問51》
サービスに関する情報の入手先	●サービスに関する情報を、相談支援事業所や医療機関から入手している人が多いが、同様に、家族や友人から主に入手している人も多い。	<ul style="list-style-type: none"> ●18歳以上では、サービスに関する情報の入手経路は、身体では「家族・親戚」、精神では「医療機関」、それ以外では「相談支援事業所」がそれぞれ最も多くなっている。《P78「18歳以上」問41》 ●18歳未満では、サービスに関する情報の入手について、就学前と中学校・中学部では「友人・知人」、小学校・小学部と高校・高等部では「相談支援事業所」がそれぞれ最も多くなっています。《P191

質問項目	傾向・特徴	集計結果
		「18歳未満」問54》
	<ul style="list-style-type: none"> ●特に提供してほしい情報として、障がい福祉サービスの利用手続や利用方法、相談できる窓口についての情報のニーズが多い。 ●18歳未満では、福祉や医療、教育などの制度についての情報のニーズが、前回H25調査より増加している。 	<ul style="list-style-type: none"> ●18歳以上では、特に必要な情報について、「障がい福祉サービスの利用手続や利用方法について」が34.7%で最も多く、次いで「相談できる窓口について」(20.6%)となっている。《P79「18歳以上」問42》 ●18歳未満では、子どもの発育に関して提供してほしい情報について、「福祉や医療、教育などの制度についての情報」が74.3%で最も多く、前回(52.2%)より20ポイント以上増加している。《P193「18歳未満」問55》

(2) 関係団体調査結果

ご意見	計画における課題
<ul style="list-style-type: none"> ●ガレリアかめおかに相談支援事業所があれば相談に行きやすいと思う。 ●計画相談の量が増えており、相談支援の質の向上が必要。計画相談のできる人(スタッフ)を増やしていかないといけない。 ●発達相談がエンドレスに続く。このままこの状況が続くと相談業務が破綻する。 ●相談体制の充実から様々な支援が広がるのが一番の近道になるかと思えます。知的障がいの重たい人たちにとってはそこに辿り着くことすら困難かと思う。日常的に訪問できる人の確保も含めて、相談支援の体制充実が望まれる。 ●SNS等の便利なツールがある一方、障がいのある人たちの生活は複雑かつ多岐にわたるようになった。そのため、相談の件数は増えている。相談を受ける職員もSNS等に関わる知識と技術が少ないのが現状だ。 	<p>情報提供・表示などの方法の整備</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●市は積極的に意思疎通支援を進めていただいていると思う。 ●京都市内は市の広報の点字版があるが、亀岡は音声版(声の広報)を提供している。音声の方が高齢者にとってもやさしい。また、声の広報の作成についても亀岡市は当事者団体に託していただいている。目の不自由な人への選挙広報についても当事者団体が関与しているのは亀岡だけである。 	<p>コミュニケーション手段の確保</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●精神疾患を抱える人は情報受け取りや発信の仕方が上手くないので、そのあたりを理解し対応していただきたい。 ●一斉広報等を行う際に視覚障がいを抱える人に情報伝達のタイムラグが生じないような対策をお願いしたい。 ●災害時のテロップ掲示板の普及を図ってほしい。 ●他市町では発達障がいを抱える人への情報提供あるいは発達障がいを抱える人からの発信のための視覚支援ツールを日常生活用具として給付しているところがあると聞く。 ●10年後を見越して、IT、デジタル技術を活用した情報提供の講習会等を実施してほしい。 	<p>コミュニケーション支援の利用しやすさの推進</p>

9 行政サービスにおける配慮

【アンケート調査】

- 亀岡市の施策の選挙における配慮については、満足度は他の施策に比べ高くなっています。

【関係団体調査】

- 行政機関等における配慮の促進について、障害者手帳の切り替え時期の連絡や、点訳・ヒアリンググループの活用など、具体的な取り組みの提案がありました。
- 職員等の資質の向上を一定評価する意見と、さらなる理解の促進を求める声がありました。

(1) アンケート調査結果概要

質問項目	傾向・特徴	集計結果
施策の評価	<ul style="list-style-type: none"> ● 第3期計画の施策「選挙における配慮」の満足度は、他の施策に比べて高い。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 亀岡市の施策の満足度の平均について、「相談体制の充実」が3.09点で最も多く、次いで「在宅福祉サービスの充実」(3.04点)、「選挙における配慮」(3.00点)となっている。また、施策の重要度について、「経済的支援の充実」が4.25点で最も多く、次いで「障害を理由とする差別の解消」「防災対策の推進」(ともに4.23点)となっている。《P104「18歳以上」問67》

(2) 関係団体調査結果

ご意見	計画における課題
<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者手帳の切り替え時期についての連絡があれば助かる。そこまで認識できていない人がおり、切れたことに気付かずそのままという人がいる。 ● 制度紹介冊子に点訳版があればよい。 ● デジタルサイネージやヒアリンググループ、筆談ボード等を積極的に活用してほしい。 ● 視覚障がいを抱える人にとって市役所庁舎が利用しやすい環境であるために、通行の妨げとなるような物を出来る限り置かないように配慮いただきたいです。 ● ほっとはあと製品販売会を常設にしてほしい。 	行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進
<ul style="list-style-type: none"> ● 職員それぞれが制度内容等をきちんと理解し、たらい回しにならないよう努めてほしい。 ● 市庁舎はインクルーシブの一番中心となる施設だと思うが、行政の窓口で障がいのある人が来られても、職員はできる限りのことをするしか術が無いように思う。 ● 障がいを抱える市の職員に是非当事者団体に加入いただきたい。 	職員等の理解の促進
<ul style="list-style-type: none"> ● 投票用紙と同じ枠のプラスチック枠があれば視覚障がいを抱える方は書きやすいと思う。 	選挙における配慮
<ul style="list-style-type: none"> ● 保育所で手話歌の研修を実施したことがある。 ● 障がいをお持ちのお子様の保護者が安心して保育所に通えるような環境づくりや、子どもたち自身が自然な形受け入れられる環境づくりを目指している。そのために、研修会にも参加している。 	関係機関との連携

10 団体の活動状況

【関係団体調査】

- 団体活動を支えるスタッフの確保と人材育成のための取り組みの必要性が多く指摘されており、行政による研修の補助制度などが提案されています。
- 利用者・支援対象者のためには、訪問・送迎に関わるサービスの向上の必要性が指摘されました。

(1) 関係団体調査結果

ご意見	計画における課題
<ul style="list-style-type: none"> ●現場職員、施設職員が足りない。 ●新卒の応募がなく、新規採用職員の確保が難しい。 ●大学で専門知識を学んでこられた方に来ていただけると一番良い。 ●会員が減っており、高齢化も進んでいる。新しい会員が入ってこない。 	スタッフの確保
<ul style="list-style-type: none"> ●ヘルパー養成研修や制度の勉強会を市が主催してやってほしい。また、事業所がそういった研修を実施する場合は補助金を出してほしい。 ●ヘルパー研修受講料を補助したり、ヘルパー資格取得者が市内の事業所に就労した際の補助制度等を設けてほしい。 ●一年以上ボランティアで毎日事業所に来てくれていた人を今年4月に採用予定である。ボランティアを通じ事業所の仕事に関心を持ってくれた子をスタッフにほしい。 ●他の福祉事業所の新規採用職員との交流等を深めたい。 	スタッフの人材育成
<ul style="list-style-type: none"> ●会員の高齢化で役員の担い手が不足している。魅力ある会にするためにも、相談の充実、会員の要望に沿った活動の見直しが必要。 	責任者・指導者の確保・育成
<ul style="list-style-type: none"> ●訪問、送迎が困難。それに伴うサービスが緊急に必要。 ●視覚障がいの方は会議開催時等に送迎が必要となる。 ●亀岡会館跡の駐車場を整備いただいたことや、福祉センター駐車場代の障がい者減免の適用は大変ありがたい。 	訪問・送迎の向上
<ul style="list-style-type: none"> ●一般市民向けのヘルパー研修等が最も福祉の啓発になると思う。 ●障がい当事者だけではなく、障がいを抱える子どもの保護者にも公共施設の駐車場代の減免等を適用してほしい。 ●スタッフの確保については、生産世代の人口減少により、スタッフの質を担保しながら必要数を確保するのは至難の業である。何らかの施策が必要(従来からの処遇改善加算や新設された特定処遇改善では改善が見込めない)。 	団体の活動を支える制度・施策の整備

11 他の団体や機関などとの連携

【関係団体調査】

- 他の事業所、福祉施設、介護保険分野、司法、また地域の民生委員・児童委員など、関係機関との連携の推進の必要性が挙げられています。
- 当事者のニーズを把握し、市民の声を聞くために、行政、事業者、当事者団体に、自治会なども加わった、ネットワーク会議の必要性が指摘されました。

(1) 関係団体調査結果

ご意見	計画における課題
<ul style="list-style-type: none"> ●毎年開催しているハートフェスタのような事業は、他の事業所と連携せざるを得ない事業である。 ●保育所から作業所見学に行ったことがある。他の福祉施設の取り組みを知る良いきっかけとなった。他の福祉施設との繋がりを密にしていかなければならないと感じる。 ●ひきこもり、発達に何か課題を抱えている子どもなど、将来的に精神的なしんどさに繋がり精神疾患を発症する、または既に発症している恐れもある中で、関係機関同士の連携ができていれば、発達過程の中で継続した見守り、支援ができるのではないかと思う。 ●介護保険分野や警察、司法関係等の連携も必要であるし、現状の連携体制のパイプを太くしていくことも重要。 	円滑な連携の推進
<ul style="list-style-type: none"> ●作業療法士や心理士等の専門スタッフを拡充してほしい。 ●医療的ケア児について、何かあった時にすぐに対応してくれる緊急の受け入れ先を確保してほしい。 ●視覚障がいの分野は、医療機関（眼科）、福祉、行政との連携が大事。今後眼科医に当事者団体の存在を働きかけることが重要と感じている。 ●病院の利用者が事業所見学に来られる。ケースワーカーと連携し体験実習も実施している。 	医療機関との連携の推進
<ul style="list-style-type: none"> ●特に、学齢期の発達障がい児は教育機関との連携が重要。 ●乳幼児、就学児童で聞こえない、聞こえにくい子どもたちの把握と連携。 ●事業所が城西小学校校区にあるが、学習交流が一度もできていない。こちらアプローチしないといけないと感じている。学校の授業の一環として、事業所見学に来てほしい。 	教育機関との連携の推進
<ul style="list-style-type: none"> ●一番連携しなければならないのが民生委員だと思うが、民生委員の基本スタンスが老齢福祉のような気がする。民生委員は担当地域の障がい者を把握し切れていない。 ●障がいのある人たちが働き、活動していることをまだまだアピール出来切れていない。「知らなかった」との声を聞くことがある。自然体にて地域で生きられる関係づくり、理解の場（学びの場）づくりが必要。 	地域住民との連携の推進
<ul style="list-style-type: none"> ●自治会や他の障がい者団体との話し合いの場があってもいいと思う。 ●ネットワーク会議のような場がないと行政も事業者も市民の声が聞けないのではと感じる。 ●当事者のニーズを行政がつかむのなら、相談支援ネットワーク会議に加え、当事者を支える事業者のニーズを聞くためのネットワーク会議も必要。 	連携をコーディネートする機関の整備

12 支援の届きにくい人たちの把握・支援

【アンケート調査】

- 従来の障がい福祉施策の体制では把握しにくい、特別な支援の必要な人が、少数ですがおられます。

【関係団体調査】

- 支援の届きにくい人たちの状況の把握について、一事業者や団体では困難なことが指摘されました。相談支援を通じた把握や、民生委員・児童委員との連携、ある程度把握している支援ボランティアを積極的に支援するなどの提案がされています。
- 支援の届きにくい人たちへの支援について、長期的に支援していく必要性が多く挙げられました。継続支援のための情報共有の仕組みづくりや、医療面からのアプローチ、ひきこもっている人への就労の提供、スタッフの確保などが、支援策として提案されています。

(1) アンケート調査結果概要

質問項目	傾向・特徴	集計結果
支援の届きにくい特別な支援の必要の有無	●「アルコール依存、薬物依存」「ギャンブル等依存」などの診断を受けた人が少数だが存在する。	●18歳以上では、「アルコール依存、薬物依存」「ギャンブル等依存」の診断を受けたという回答が1%以下だがある。《P52「18歳以上」問14》
	●障害者手帳所持者で、成人以降にひきこもっている人が一定数存在する。	●18歳以上では、介助者が本人との関係で困っていることについて、「ひきこもっている」という回答が全体で5%未満あり、精神(11.8%)でやや多い。《P140「18歳以上」問95》

(2) 関係団体調査結果

ご意見	計画における課題
<ul style="list-style-type: none"> ●法人としての課題である。中々把握まではいかない。 ●相談支援を通じて実態を知ることが多くあるが、まだまだ一般化していない。 ●民生委員の活動・情報連携も重要である。 ●ひきこもり家族教室や、ひきこもり相談等を通じての把握となる。 ●ひきこもりの問題は家庭内の状況も絡むため、介入が難しいが、まずは相談窓口を広げることが大事。難しい面もあるが、相談を待っているだけではなく、時にアプローチすることも必要だと思う。 ●ひきこもり支援をしているボランティア団体等への支援を図る方が早く対応できるのではないか。 	支援の届きにくい人たちの状況の把握
<ul style="list-style-type: none"> ●手帳取得までは至らないが、他人とのコミュニケーションが取れず、社会生活がしんどい人がいる。家庭事情も絡み、介入はしづらい。医療面から治療方法を提案し、解決に繋げてほしい。 ●支援の必要な園児は、本人だけでなく、父母、祖父母など、課題を抱えていることが多く、保育だけでは解決できない様々な分野の支援が必要なケースがほとんどである。家庭が安定しないために二次的に発生する 	支援の届きにくい人たちへの支援

ご意見	計画における課題
<p>障がいもあり、困難なケースになりやすい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ひきこもり等の制度の狭間にいる人の就労場所がもう少しあればよいと思う。 ●引きこもり、在宅になりがちな聴覚障がい者（ろう者）の生活相談支援が不十分（市内には少なからずいる）。行政とどうタイアップしていくかが課題。 ●引きこもりのお子様の支援については、そのお子様が学校を卒業されると情報がとぎれ、継続した情報共有ができない。継続支援のためには情報共有の仕組み作りが必要。そのために行政が橋渡し役を担ってほしい。 ●ひきこもり対策にはボランティアスタッフ等の確保が必要。ひきこもりの人の支援策として家で内職してもらう場合も、配送スタッフが必要となる。 	

今後に向けて ～今回の各種調査結果等からみえる課題～

各種調査結果などから障がいのある人のニーズや課題を整理すると、次のような課題が見えてきました。

(1) 地域での理解の推進

① 障がいへの社会の理解の促進

●国は、2020東京パラリンピックも契機として、社会的障壁の除去をより強力に推進することを定めています。また、障害者差別解消法の実効性確保のため、各分野でハード・ソフト両面から差別解消に向けた環境整備を着実に推進することとされています。亀岡市でも連携して、合理的配慮の理念の普及などになおいっそう取り組む必要があります。

② 新しい知識を踏まえた障がい特性の理解の促進

●今回調査においても、精神障がいのある人、発達障がいのある人、難病のある人について、市民の理解が不十分であることが伺えます。従来あまり馴染みのなかった障がいの特性や必要な配慮に対する市民の理解に、引き続き努める必要があります。
●また、ひきこもりやギャンブル等依存など、従来の障がい福祉施策の範囲を超えた支援施策を進めていくためにも、市民の正しい理解が必要です。

③ 現況に即した福祉教育の推進

●特別な支援を必要とする子どもが増加しており、学校や地域において、支援の必要な子どもとそうでない子どもとの交流を通じた理解を進める必要があります。
●精神障がいや発達障がいなどへの偏見を解消していくため、当事者との交流・研修などを通じた、経験を共有する機会の整備が必要です。

④ 地域における自発的な各種交流活動への支援の継続

●障がい者団体や地域住民団体、福祉サービス事業者などが主体となって実施する地域交流活動の充実に、継続して努める必要があります。

(2) 権利擁護の推進

① 意思決定の支援

●国は、障害者権利条約の理念を尊重し、障がい者施策の意思決定過程における障がい者の参画、障がい者本人による意思決定を支援するよう定めています。亀岡市でも、障がいのある人が障がい者施策の計画策定に参加する機会の増進等に努める必要があります。
●障がいの特性によっては、意思を表明する行為の困難な人もおられるため、意思表明を支援する事業の充実を検討する必要があります。

② 権利擁護の推進

●虐待防止に関する体制の充実を図るとともに、障がい者虐待通報の受理、虐待を受けた障がいのある人の保護、養護者への指導・助言、虐待防止に関する広報・啓発などを引き続き行う必要があります。
●意思決定の困難な障がいのある人が財産管理や在宅サービスの利用などで自己に不利な契約を結ぶことのないよう、成年後見制度等の利用支援、市民後見人の養成や法人後見事業を実施する団体への支援などを引き続き進める必要があります。

- 今回調査では、日常生活上の金銭管理に不安を抱えている人、消費者トラブルに巻き込まれた経験のある人なども多く、このような人の生活を支援する必要があります。

(3) 地域生活支援サービスの充実

① 保護者や介助者など家族への支援

- 今回調査では、中高年の本人を高齢の保護者が介助している状況や、高齢の配偶者を介護している状況、医療的ケアの必要な子どもの介助で保護者の精神的・経済的負担が高まっている状況などが示唆されています。障がいのある人の地域生活を支えるためにも、その家族の負担をやわらげる支援を実施する必要があります。
- 家族の休息のための一時預かりなどの整備が必要になります。

② 介護保険制度等との機能的な連携

- 介護保険制度の対象となる障がいのある人の多様なニーズにきめ細かく対応し、生活状況に即したサービスを提供できるよう努める必要があります。
- 高齢化する障がい福祉サービス利用者にふさわしい支援のあり方について検討を進める必要があります。

③ 日中活動の場の確保と支援の継続

- 障がいのある人が日中活動系サービスを利用して地域での社会参加ができるよう、多様なニーズに応じた日中活動の場の拡充を図る必要があります。特に、医療的ケアや常時介護が必要な重度障がいのある人及びその家族が安心して地域で生活できるよう、支援の充実に努める必要があります。

④ 住まいの場の充実

- 入所施設や精神科病院等からの地域生活への移行・定着を促進するとともに、家族の高齢化により在宅では必要な支援を得られない、家族から独立して生活したいなど、障がいのある人それぞれの状況やニーズに即した地域生活を支援していくため、グループホーム等の「住まいの場」の充実に引き続き図る必要があります。
- 市営住宅の整備などを通じて、在宅福祉サービスの充実に努める必要があります。
- 地域生活支援拠点等の整備など、亀岡市だけで地域生活を支えることが困難な状況も予測される事業については、国や京都府と協力して支え合う仕組みを検討する必要があります。

⑤ 難病のある人、高次脳機能障がいのある人などへの支援

- 難病のある人や高次脳機能障がいのある人、その家族が安心して在宅生活を送れるよう、必要なサービスの提供に努める必要があります。

(4) 就労支援の充実

① 就労定着支援の強化

- 今回調査結果では、「就労や仕事の定着に向けた就労支援」を求める意見が多くなっています。雇用が決定した後も就労を継続していけるように、アフターケアの取り組みを推進する必要があります。

② 就労支援体制の充実

- 引き続き「なんたん障害者就業・生活支援センター」との連携を図り、障がいのある人の企業就労を支援する必要があります。
- 公共職業安定所（ハローワーク）などの関係機関と連携し、就労支援体制の充実に努める必要があります。

③ 障がい者雇用に関する啓発
●今回調査でも、発達障がいや高次脳機能障がいなどは、障がい特性に関する理解が十分に浸透していないとの現状があります。京都労働局や京都府などの関係機関と連携し、障がい特性や職場における支援の方法などについて企業側の理解促進を図る必要があります。
④ 日中活動事業所の運営基盤強化への支援
●「障害者優先調達推進法」では、調達方針を作成し目標を定めることや、福祉施設からの製品の購入や、業務委託についての計画を作り、毎年実績を公表することが位置付けられています。この法律に基づいた取組を推進することが必要です。 ●就労の場の確保・拡大のための事業開拓や、市内就労支援事業所で構成する共同受注窓口への支援を推進していく必要があります。 ●市民サービスの向上のための市の事業の一部を、障がい者就労施設へ委託することによって障がい者の仕事確保を図る必要があります。 ●また、市の事業には財政的に限界があるため、市以外からの受注の増加を促進するためのソフト面の強化などを検討する必要があります。

(5) 社会参加の機会の充実

① 共生社会の観点からの自己実現の推進
●国の第4次障害者基本計画（平成30～令和4年度）では、共生社会の実現に向け、障がい者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現ができるよう支援していくことが定められています。亀岡市でも、障がいのある人が地域において自己実現を目指せるように、行事やイベントなどに参加しやすい仕組みづくりを進める必要があります。
② 多様な余暇の過ごし方の充実
●障がいのある人がスポーツ・芸術活動などによる自己実現を目指せるように、挑戦できる選択肢の幅を拡げる整備を進める必要があります。 ●障がいのある人が積極的に文化・芸術活動を行えるよう、活動や創作作品の展示の場の確保に努め、限られた関係者によって支えられてきた活動を、社会的・組織的にサポートできる体制の整備に努める必要があります。 ●また、障がいのある人のスポーツ活動のサポート体制の整備に努めます。2020東京オリンピック・パラリンピック後にも継続した支援を実施し、一過性のトレンドとして終わらせないことが必要です。
③ 移動支援事業の充実
●「地域共生社会」の観点からも、地域住民である障がい者が、地域の集まりや自治会などのコミュニティに参加するための外出・移動手段の確保が必要になります。 ●重度の障がいや視覚障がいのため単独で外出することが困難な障がいのある人の社会参加を促進し、生活の質を高めるため、引き続き、移動支援事業の充実に努める必要があります。
④ 心のバリアフリーの推進
●外出・移動手段の確保と並行して、社会活動に参加する障がいのある人を、地域住民が受入れる体制を整える必要があります。「命の大切さ」等に関する理解を促進し、社会全体における「心のバリアフリー」の取り組みの推進に努めます。

(6) 安全・安心な環境の充実

① 防災対策の推進
<ul style="list-style-type: none"> ●点字・手話では意思決定・意思表示できない障がい者にどのように災害や避難の情報を伝え、また本人からの支援の要請を周囲に伝えるかといった、障がいの特性に対応した災害情報の提供に努める必要があります。 ●聴覚障害者協会との連携による日常からの防災のための連絡網の整備や、聴覚・言語に障がいのある人が利用できる消防緊急通報システムの整備など、障がいの特性に対応した防災対策を進める必要があります。 ●特に配慮すべき障がいのある人等のために2次的に開設される「福祉避難所」については体制面での充実に努める必要があります。 ●地震・水害といった気象災害だけでなく、多様な災害の発生の可能性を想定し、施設やサービスの利用が制限される事態も含めた、柔軟な対策が必要です。 ●新たな災害に備えるため、既にある防災施策を定期的に更新し検証する必要があります。
② 防犯対策の推進
<ul style="list-style-type: none"> ●障がいのある人が、悪徳商法などの消費者トラブルに巻き込まれるのを防ぐため、本人や家族、周囲の人たちへの啓発や研修に努める必要があります。 ●また、今回調査では、偏見に基づく障がい者を狙った犯罪などに巻き込まれる不安が挙げられており、施設の防犯体制の確認や、啓発の推進といった、ハード・ソフト両面からの対策を検討する必要があります。
③ 交通安全対策の推進
<ul style="list-style-type: none"> ●障がいのある子どもを含む児童の交通事故防止などを想定して、道路や歩道の整備状況や交通標識の設置状況などの確認を行う必要があります。
④ バリアフリーの更新
<ul style="list-style-type: none"> ●既に整備した道路や住宅などのバリアフリー・ユニバーサルデザインについて、最新のバリアフリー・ユニバーサルデザインに対応しているかを確認し、改修等を続けていく必要があります。

(7) 相談体制の充実

① 相談支援事業の充実
<ul style="list-style-type: none"> ●国は、社会のあらゆる場面でアクセシビリティ向上の視点を取り入れ、アクセシビリティに配慮したICT等の新技術を積極的に導入していくよう定めています。亀岡市でも、情報通信技術やシステムを活用し、障がい特性に対応した、わかりやすく利用しやすい情報提供をさらに促進する必要があります。 ●必要に応じて複数のサービスを適切に結び付けるなど、総合的かつ継続的な支援を行うために、計画相談支援事業の充実に努める必要があります。特に、相談支援の件数が増加傾向にあるため、適切な人員配置などによる関係者の負担の軽減が必要です。

(8) 支援を必要とする子どもへの支援の充実

① 障害者手帳等所持の有無に関わらない幅広い支援
<ul style="list-style-type: none"> ●未成年者は障害者手帳等を取得しない傾向があり、行政による手帳を通じた実態の把握が難しい場合があります。教育機関等と協働し、支援学校等を通じて手帳を持たない子どもの情報を共有して、適切な

支援につなげる必要があります。
② ライフステージに応じた切れ目のない支援
●障がい者福祉計画と障がい児福祉計画とを一体として進めるにあたり、「ライフステージに応じた切れ目のない支援」の観点を踏まえて、乳幼児、小学生、中学生、就労後などの各ステージでの支援が重要になります。各ステージで子どもと密接に関わる機関同士が情報を共有する仕組みを整備していく必要があります。
③ 療育の充実
●児童発達支援などの療育のサービス提供体制の充実に努める必要があります。 ●早期発見・療育体制の充実に努め、幼児発達支援事業などを実施します。
④ 保育所・幼稚園の受入れの充実
●支援の必要のある乳幼児の受入れ態勢の充実に努める必要があります。 ●保育所や幼稚園で受け入れた障がいのある子どもについては、適切な保育や指導が行えるよう、関係機関の連携を図る必要があります。
⑤ 放課後等の支援の充実
●放課後等デイサービスなどの、日中の支援が必要な子どもを対象としたサービスの充実に努める必要があります。
⑥ インクルーシブ教育システムの理念を踏まえた総合的な支援体制の構築
●中央教育審議会の意見等に基づく国の動向を踏まえながら、特別支援教育のあり方について検討する必要があります。

(9) 福祉人材の確保・定着

①福祉人材の確保・定着
●学校における福祉教育の推進や中高生への実習機会の提供、ヘルパー養成研修等への補助の整備など、今後の福祉サービスを担う人材の確保・育成に努める必要があります。 ●福祉・介護の資格や仕事への関心・理解を促し、人材の確保と定着を図るため、京都府やハローワークなどの関係機関と連携した取組を促進することが必要です。 ●障がい福祉サービスの質的向上を図り、利用者のニーズに応じたサービスが提供されるよう、京都府と連携して障がい福祉サービス事業所や相談支援事業所の職員の人材育成に努めるとともに、事業所が自主的に業務の向上に努めることのできる環境づくりを推進する必要があります。

(10) 行政・福祉関係団体・地域の連携の推進

① 地域共生社会の実現に向けた取り組みの継続
●近年、福祉分野では関連施策を貫く考え方として「地域共生社会」の実現が掲げられています。国は、障がい者団体や経済団体とも連携した社会全体における取組の推進を唱えています。 ●亀岡市でも、障がい福祉分野の団体等との連携に限定せず、「障がいのある女性・子ども・高齢者への総合的な支援」を目指して、共生型サービスなどの取組を推進する必要があります。 ●地域において障がい以外の福祉分野との連携を進めるにあたっては、多分野での情報を共有する会議などの整備に取り組む必要があります。

② 支援の届きにくい人たちへのセーフティネットの構築

- ひきこもりやギャンブル等依存など、従来の障がい福祉施策の枠組みでは支援の難しい人たちへの支援を進めるために、まず状況を把握する仕組みづくりを検討する必要があります。
- 長期的・継続的な支援が必要になることが予測されるため、把握した情報を共有する仕組みづくりなどを検討していきます。